

大阪府後期高齢者医療広域連合選挙長告示第3号

大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員に欠員が生じたので、大阪府後期高齢者医療広域連合規約第9条第3項の規定により、大阪府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を次により行う。

平成22年11月11日

大阪府後期高齢者医療広域連合選挙長 濱田 邦男

- 1 選挙すべき議員数
1人
- 2 個人推薦による候補者の届出に必要な推薦人の人数
85人以上
- 3 候補者の届出の受付期間
平成22年12月2日（木）から同月8日（水）まで
（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）
- 4 候補者の届出の受付時間
午前9時から午後5時30分まで
- 5 候補者の届出の受付場所
大阪府中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通F Nビル8階
大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

(参 考)

大阪府後期高齢者医療広域連合規約一部抜粋

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、20人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員により組織する。

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、すべての市議会若しくは町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村の議員の定数の総数の1/2以上の者の推薦のあった者を候補者とする。

2 広域連合議員は、前項の候補者のうちから、各市町村議会において選挙するものとする。

3 広域連合議員の当選人は、前項の市町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。